

愛媛県スポーツ医科学センター設置規程

(設置)

第1条 本県の競技力の向上及びスポーツの普及・振興のために活動しているスポーツ活動場所等に対して、スポーツ医科学の専門家（以下、「専門家」という。）を派遣することによってスポーツ医科学の実践を支援し、スポーツによる障害等に適切に対応できるようスポーツ医科学の充実・拡大を図ることを目的として、愛媛県スポーツ医科学センター（以下、「医科学センター」という。）を公益財団法人愛媛県スポーツ協会（以下、「本会」という。）に設置する。

(事業)

第2条 医科学センターは、次の事業を行う。

- (1) スポーツ医科学に関する情報の収集及び提供
- (2) スポーツに関する科学的なトレーニング方法の指導及び相談
- (3) スポーツ医科学の知識を有するスポーツ指導者及び選手の養成
- (4) スポーツによる障害の予防、治療等
- (5) 大会、イベント等の各種事業への協力
- (6) その他目的達成に必要な事業

(専門家の構成)

第3条 医科学センターは、前条の事業を行うため、次の各号のいずれかに該当すると認められる専門家の登録をもって構成する。

- (1) 本会スポーツ医科学委員会関係者
- (2) 日本スポーツ協会公認スポーツドクター
- (3) 日本スポーツ協会又は愛媛県歯科医師会公認スポーツデンティスト
- (4) 日本アンチ・ドーピング機構公認スポーツファーマシスト
- (5) 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー又は愛媛県スポーツ医科学指導者等派遣事業講師（トレーナー）
- (6) 日本スポーツ協会公認スポーツ栄養士又は専門講習会受講者
- (7) その他目的達成に必要な者

(専門家の募集)

第4条 医科学センターは、第2条の事業を行うため、前条に該当する幅広い分野の専門家を公募する。

(専門家の登録)

第5条 医科学センターは、応募があった専門家を本会スポーツ医科学委員会（以下「委員会」という。）において審査し、適当と認められるものを本会会長が認定する。

2 医科学センターは、登録された専門家が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、スポーツ医科学委員会において審査し登録を取り消すことができる。

- (1) 派遣等を行う上で知り得た秘密を漏洩した場合又は自己の利益のために利用した場合
- (2) 心身の故障のため業務に堪えられないと認められる場合
- (3) 事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
- (4) 専門家から登録辞退の意思があった場合
- (5) その他派遣等を行うことが適当でないと認められる場合

3 登録は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(専門家派遣の募集)

第6条 医科学センターは、専門家の派遣による支援等を希望する団体等を募集し、第2条の事業に該当するものを派遣事業の対象（以下「派遣対象事業」という。）として選定し、希望した団体等（以下「対象団体等」という。）に対して専門家を派遣する。

（派遣専門家の選定）

第7条 医科学センターは、第3条第1項において登録された専門家の中から派遣対象事業の意向を十分に把握した上で、派遣対象事業の内容に合致した専門家を選定し、派遣するものとする。

（経費）

第8条 派遣事業に要する経費は、対象団体等と協議し決定する。

- 2 医科学センターは、専門家の派遣を受ける対象団体等に対し、派遣等に要する経費を負担金として一括請求を行うものとする。
- 3 対象団体等は、医科学センターが定めた期日までに、指定する口座に負担金を納入するものとする。なお、振込手数料は、対象団体等が負担するものとする。
- 4 医科学センターは、事業内容等に変更が生じ、負担金に過不足が生じた場合は、対象団体等に対し負担金の追加請求又は返還の手続きを行うものとする。

（事務局）

第9条 医科学センターの事務は、本会事務局にて処理する。

（規程の変更）

第10条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はスポーツ医科学委員会により別に定める。

附則1

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。